

茨城県報

第5565号

昭和42年12月21日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

規 則

●茨城県立職業訓練所規則……………	1
●茨城県災害救助法施行規則の一部改正……………	10

告 示

●豚コレラ予防のための移入禁止区域等の一部改正……………	10
●ニューカッスル病予防のための移入禁止区域等の一部改正……………	11
●国生、杉山地区土地改良事業の縦覧……………	11
●篠山、向石下地区土地改良事業の縦覧……………	11
●公共測量の実施……………	11
●道路の区域変更……………	12
●道路の供用開始……………	12

訓 令

●茨城県職員服務規程の一部改正……………	13
----------------------	----

公 告

●飼料検査成績の公表……………	15
●土地立ち入り測量(2件)……………	21
●宅地建物取引業者の免許事項変更……………	21

雑 報

●市町村長の当選……………	22
---------------	----

規 則

茨城県規則第81号

茨城県立職業訓練所規則を次のように定める。

昭和42年12月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県立職業訓練所規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、茨城県立職業訓練所の設置及び管理に関する条例(昭和39年茨城県条例第15号)により設置された茨城県立職業訓練所(以下「訓練所」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(訓練職種、訓練生定員及び訓練期間)

第2条 知事は、毎年当初に訓練所の訓練職種、訓練生定員及び訓練期間を定めて告示するものとする。

(訓練の教科及び実施方法)

第3条 訓練所における職業訓練の教科及び実施方法は、職業訓練法施行規則(昭和33年労働省令第16号)の定める基準に従い、あらかじめ知事の承認を得て訓練所の長(以下「訓練所長」という。)が定めるものとする。

(訓練開始の時期)

第4条 訓練開始の時期は、養成訓練にあつては毎年4月とし、職業転換訓練にあつては毎年4月及び10月の2回とする。ただし、新規に訓練を開始する場合で4月又は10月に開始できないときは、この限りでない。

(入所の資格)

第5条 訓練所に入所しようとする者(以下「入所希望者」という。)は、義務教育修了者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者でなければならない。

(入所の手続き)

第6条 入所希望者は、入所願(様式第1号)を訓練所長に提出するものとする。この場合において職業安定法(昭和22年法律第141号)第19条の3に規定する公共職業安定所のあつ旋又は同法第27条に規定する公共職業安定所長(以下「安定所長」という。)の指示によるものであるときは、当該入所願は、当該安定所長を経由しなければならない。

(入所の決定)

第7条 訓練所長は、入所希望者を選考し、その入所を決定するものとする。

2 訓練所長は、入所者を決定したときは、その旨を当該入所希望者に通知するものとする。この場合において、前条の規定によるあつ旋又は指示に係る入所希望者については、あわせて当該安定所長に通知するものとする。

(入所)

第8条 前条第2項前段の規定により入所決定の通知をうけた者(以下「入所決定者」という。)は、保証人2人を定めて訓練所長の指定する期日までに誓約書(様式第7号)を提出するとともに、所定の期日に入所しなければならない。

2 訓練所長は、入所決定者が前項の規定に従わないときは、入所決定を取り消すことができる。

(保証人)

第9条 前条第1項に規定する保証人(以下「保証人」という。)のうち1人は、県内に居住する独立の生計を営む者でなければならない。

2 入所決定者が未成年者の場合にあつては、保証人のうち1人は原則として親権者又は後見人でなければならない。

3 保証人は、訓練所に入所した者(以下「訓練生」という。)の入所中におけるいつさいの責に任ずるものとする。

4 訓練生は、保証人が次の各号の一に該当したときは、すみやかにその旨を届け出るとともに、第1号若しくは第2号に該当した場合又は県内に居住する保証人が県外に異動した場合で他の保

証人が県内に居住していない場合は、死亡し、資格を失い、又は住所を変更した保証人に代わる新たな保証人を定めて誓約書を提出しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 保証人としての資格を失ったとき。
- (3) 住所及び氏名を変更したとき。

(欠席)

第10条 訓練生は、欠席しようとするときは、あらかじめ欠席願(様式第3号)を訓練所長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、病気のため引き続き5日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

(休日)

第11条 職業訓練を行なわない日(以下「休日」という。)は次のとおりとする。ただし、訓練所長は知事の承認を受けて休日を振り替えることができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する日
- (2) 日曜日
- (3) 開所記念日
- (4) 12月28日から翌年の1月3日まで

2 訓練所長は、必要と認めるときは前項の休日のほか知事の承認を受けて臨時の休日を設けることができる。

3 訓練所長は、必要と認めるときは、第1項の休日においても学科又は実技を課することができる。

(災害補償)

第12条 訓練生は、訓練上生じた災害について、別に定めるところにより補償を受けることができる。ただし、その災害が本人の責に帰するときはこの限りでない。

(ほう賞)

第13条 訓練所長は、次の各号の一に該当すると認められる訓練生をほう賞することができる。

- (1) 品行善良で成績優秀な者
- (2) 訓練に精励した者
- (3) 他の訓練生の模範とするに足ると認められる善行のあつた者

(懲戒)

第14条 訓練所長は、訓練生が訓練生の本分に反する行為があると認めるときは、次の各号に掲げる懲戒をすることができる。

- (1) 懲戒
- (2) 出席停止
- (3) 退所

2 前項第2号の出席停止の期間は、1日以上5日以内とする。ただし、その期間内であつても悔

悟の事実があると訓練所長が認めたときは、出席停止を解くことができる。

3 第1項第3号の退所は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 素行不良で改しゆんの見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がなくしばしば欠席するとき。

(任意退所)

第15条 訓練生は、病気その他の理由により退所しようとするときは、退所願(様式第4号)を訓練所長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、所長は訓練生が成業の見込みがないと認められるときは、当該訓練生に退所を命ずることができる。

(修了)

第16条 訓練所長は、訓練生が所定の教科を修了したときは、修了証書(様式第5号)を授与するものとする。ただし、出席時間が所定の訓練時間に満たない場合で修了させることが不適当と認めるときは、補講の後に修了証書を授与するものとする。

(寮舎)

第17条 訓練生で寮舎に入寮を希望する者は、入寮願(様式第6号)を訓練所長に提出し承を受けなければならない。

2 入寮の際に願い出た期間の途中で退寮しようとする者は、退寮願(様式第7号)を訓練所長に提出し、その承認を受けなければならない。

(訓練手当)

第18条 知事は、予算の範囲内において、訓練生に対し別に定めるところにより手当を支給することができる。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事の承認を得て訓練所長が定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 茨城県職業訓練所所則(昭和37年茨城県告示第185号)は廃止する。

(A)

(B)

身 上 調 査 票

※試験区分 一般養成 職 種 第一希望 第二希望 第三希望 転換訓練

(ふりがな) 氏 名 旧 姓 年 月 日生 才 男女

本 籍 都道府県 区市郡 町村 大字 番地

現 住 所 都道府県 区市郡 町村 大字 番地 (方)

学 校 大学 学部 科 年 月 入学 年 月 卒 見込 昼間・夜間 通信 昼間・夜間 通信 全日・定時 通信 郡 市 町 村 (所 在)

短大 科 郡 市 町 村

高校 科 郡 市 町 村

中学 郡 市 町 村

検定資格 免 許 名 称 検定・資格・免許を与えた機関 取 得 年 月 日

職 歴 勤 務 先 職務内容 在 職 期 間 年月日 年月日 退職理由 所 在 地

家 庭 の 状 況 続柄 氏 名 年令 同居 別居 転籍 死亡 職業 勤 務 先 通所の 方法 通所 入寮 写真貼付(上半身脱帽, 正面) 向たてよこ 4 cm

父 同・別

母 同・別

同・別

同・別

同・別

同・別

同・別

以上の記載内容に相違ありません。 月 日 受験者氏名印

顔面の小さいもの 不鮮明なもの 風景等のあるものは不適当です。



入 所 願

受 験 番 号

〜 第 号

わたくしは貴所 (昼・夜) 科に入所したくお願いします。

昭和 年 月 日

氏 名

印

経 由 安 定 所		訓 練 所	
所 長	所 員	所 長	所 員

失業保険 受 給 中 受給資格 の 有 無

有 無

いずれか○でかこむ

茨城県立 職業訓練所長殿

郵便はがき

都道府県 区市郡 町 村 番地 (殿方) 殿

(差出人)

受 験 票

試 験 区 分	一般養成 転換訓練
職 種	
試験日時	月 日午前 時(時 分までに) (出頭して下さい)
試 験 場	

※受験番号 〇〜第 号

(裏面を読んで下さい。)

(きりはなしてはいけません)

(契 印)

(B) 裏 面

受 験 心 得

- 1 試験当日は必ず本票，筆記具（鉛筆，消ゴム，ナイフ，下敷き），上ばき及び弁当を持参して下さい。
- 2 受験票は試験時間中係員の見やすいように机の上に置いて下さい。なお，机の上にはこちらから配付したもの，筆記具及び時計以外のものを置いてはいけません。
- 3 訓練所の器物，訓練生の持ちものには，絶対手を触れないで下さい。
- 4 試験場ではすべて係員の指示に従って下さい。

試 験 場 略 図

(A) 裏 面

記 入 心 得

- 1 記入にあたっては，青又は黒インキを用い，かい書でていねいに記入して下さい。なお，数字は算用数字を使つて下さい。
- 2 ※印欄を除き身上調査票及び入所願，はがきのすべてに記入して下さい。なお，試験区分，性別，卒，卒見込別，同居，別居等について該当するものを○でかこんで下さい。
- 3 職種については，希望職種を第3希望まで必ず記入して下さい。
- 4 現住所欄には，下宿，間借等をしている者は必ず○○方を記入して下さい。
- 5 学歴欄には，学校名（転校している場合は，転校前後の学校名）学部学科コース名，入学，卒（卒見込）年月，昼間，夜間，通信教育別及び学校所在地のすべてを記入して下さい。
- 6 職歴の欄には勤務先の部課名及び住所番地まで全部記入して下さい。
- 7 家庭の状況欄は，父母，兄弟姉妹（転籍，死亡した者を含む。）について申込日現在で記入して下さい。（死亡した者については，続柄，氏名，死亡当時の年令のみ記入して下さい。）なお，転籍，死亡の欄は，その事実を○で表示して下さい。
- 8 通所の方法欄には，通所又は入寮のいずれか一つのみを○でかこんで下さい。
- 9 記入内容が多く書ききれないときは紙をはつて記入して下さい。
- 10 記入もれ，印もれのないようにして下さい。
- 11 受験申込手数後現住所を変更した場合には，すみやかに提出された訓練所に連絡して下さい。

様式第2号 (第8条)

誓 約 書

貴所に入所のうえは、規則その他指示事項を守り、誠実に訓練を受けることを誓います。

昭和 年 月 日

本人、現住所

(訓練職種名) 科氏名 (印)

私どもは、上記の者の訓練に係る一切の責に任じ、万一上記の者に不都合な行為があった場合は、私どもの責任において貴所に迷惑をかけないことを誓います。

保証人 住 所

氏 名 (印)

保証人 住 所

氏 名 (印)

茨城県 職業訓練所長殿

(B5)

様式第3号 (第10条)

欠 席 願

下記により欠席いたしたいから承認願います。

記

1 事 由

2 期 間 昭和 年 月 日から 日間
昭和 年 月 日まで

昭和 年 月 日

(訓練職種名) 科

氏 名 (印)

保証人 氏 名 (印)

茨城県 職業訓練所長殿

(B5)

注 (1) 病気の場合で引き続き5日以上欠席する場合は、医師の診断書を添付すること。

(2) 寮生で保証人の連署が困難と認められる場合等は舎監の添書を別添とする。

様式第4号 (第15条)

退 所 願

下記により、退所いたしたいから承認願います。

記

1 理 由

2 期 日 昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

(訓練職種) 科

氏 名

印

保証人 現住所

氏 名

印

茨城県 職業訓練所長殿

(B5)

様式第5号 (第16条)

第 号

修 了 証 書

本籍県名

氏 名

年 月 日 生

あなたは、本所において、職業訓練法(昭和33年法律第133号)による公共職業訓練
(訓練職種名及び基準時間を記載する)の課程を修了したことを証する。

昭和 年 月 日

城県職 業訓練所長 氏

名 印

(B4)

注 ()内は機械工科1800時間、溶接工科900時間等を記入すること。

様式第6号 (第17条第1項)

入 寮 願

下記により、寮舎に入寮いたしたいから承認願います。

記

1 事 由

2 期 間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで

(又は修了の日まで)

昭和 年 月 日

本 人 現住所

(訓練職種名) 科氏名

印

保証人 現住所

本人との関係 氏名

印

茨城県 職業訓練所長殿

(B 5)

様式第7号 (第17条第2項)

退 寮 願

下記により寮舎を退寮いたしたいから承認願います。

記

1 事 由

2 期 日 昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

退寮後の住所

(訓練職種名) 科

本 人 氏 名

印

保証人 現住所

氏 名

印

茨城県 職業訓練所長殿

(B 5)

茨城県規則第82号

茨城県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和42年12月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

茨城県災害救助法施行細則(昭和36年茨城県規則第83号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

2 知事は、特別基準を設定するにあつては、厚生大臣に協議するものとする。

3 前2項に定めるものを除くほか、特別基準の設定に関し必要な事項は別に定める。

別表第1の2の(1)のウただし書中「6日以降」を「6日以降(これにより難い場合であつて、被害の状態等によりやむを得ない事情があると認められるときは特別基準の設定があつたものとして、4日以降)」に、同表3の(3)中「次に掲げる金額」を「次に掲げる金額(イについて、これにより難い場合であつて、被害の状態等によりやむを得ない事情があると認められるときは、特別基準の設定があつたものとして、ウの額を加算した額)」に改め、イの次に次の表を加える。

ウ 加 算 額

区 分	1 人 帯	2 人 帯	3 人 帯	4 人 帯	5 人 帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
加 算 額	円 250	円 500	円 500	円 750	円 750	円 125

同表6の(3)中「30,000円以内」を「30,000円以内(これにより難い場合であつて、被害の状態等によりやむを得ない事情があると認められるときは、特別基準の設定があつたものとして40,000円以内)」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年8月1日から適用する。

告 示

茨城県告示第1611号

昭和42年3月30日 茨城県告示第412号で告示した 茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための移入禁止区域等を次のとおり改める。

昭和42年12月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 移入禁止区域中 神奈川県横須賀市を加える。

茨城県告示第1612号

昭和41年11月10日茨城県告示第1430号で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づくニューカッスル病予防のための移入禁止区域等の一部を次のように改める。

昭和42年12月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 静岡県一円を削る。

茨城県告示第1613号

昭和42年11月13日付で石下町長関井仁から申請のあつた国生、杉山地区の土地改良事業は、審査の結果適当と決定したので、土地改良法第96条の2第5項において準用する同法第8条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和42年12月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 国生、杉山地区土地改良事業計画書
 - (2) 石下町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写
- 2 縦覧期間 昭和42年12月27日から昭和43年1月16日まで
- 3 縦覧場所 石下町役場

茨城県告示第1614号

昭和42年11月13日付で石下町長関井仁から申請のあつた篠山、向石下地区の土地改良事業は、審査の結果適当と決定したので、土地改良法第96条の2第5項において準用する同法第8条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和42年12月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 篠山、向石下地区土地改良事業計画書
 - (2) 石下町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写
- 2 縦覧期間 昭和42年12月27日から昭和43年1月16日まで
- 3 縦覧場所 石下町役場

茨城県告示第1615号

測量法第39条で準用する同法第14条第1項の規定に基づく公共測量を実施する旨通知があつたので、同法第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

昭和42年12月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 測量機関 茨 城 県
- 2 作業種類 公共測量
- 3 作業期間 昭和42年12月21日から昭和43年 3 月31日まで
- 4 作業地域 土浦市
稲敷郡阿見町, 牛久町, 茎崎村
新治郡桜村
筑波郡大穂町, 伊奈村, 谷田部町
竜ヶ崎市

茨城県告示第1616号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は, 昭和42年12月21日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年12月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 松山牛久線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡牛久町大字島田字峯下 1954番地先から	旧	メートル 4.5~8.5	メートル 1,240.0	道路改良工事
稲敷郡牛久町大字島田字正直下 2888の1番地先まで	新	10.1~17.5	1,510.0	

茨城県告示第1617号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は, 昭和42年12月21日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年12月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 松山牛久線
- 2 使用開始の区間 稲敷郡牛久町大字島田字峯下1954番地先から
同 郡同 町大字島田字正直下2888の1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和42年12月21日

訓 令

茨城県訓令第26号

茨城県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和42年12月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県職員服務規程の一部を改正する訓令

茨城県職員服務規程(昭和41年茨城県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

(出勤表)

第10条 職員は、出勤したときは、自ら出勤表(様式第6号)に押印し、所定の事項を記入しなければならない。ただし、本庁に勤務する役付職員及び別に定める出先機関に勤務する職員については、タイムレコーダーにより出勤時刻及び退庁時刻を記録しなければならない。

2 出勤表は、原則として所属長の机の上におくものとする。

3 所属長は、毎^日~~月~~出勤表を点検し、保管しなければならない。

第16条中「茨城県」を削る。

第24条の見出し中「出勤簿」を「出勤表」に改め、同条第4項中「出勤簿(発令の日から赴任する日までの分)」を「出勤状況書(当該職員が勤務した発令の日から赴任する日までの分を出勤表から転記したものをいう。)」に改める。

様式第2号、第4号、第7号、第9号から第12号まで、第17号及び第19号中「総務課」を「人事課」に改める。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号 (第10条関係)

昭和	年	月	No.
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9
10	10	10	10
11	11	11	11
12	12	12	12
13	13	13	13
14	14	14	14
15	15	15	15
16	16	16	16
17	17	17	17
18	18	18	18
19	19	19	19
20	20	20	20
21	21	21	21
22	22	22	22
23	23	23	23
24	24	24	24
25	25	25	25
26	26	26	26
27	27	27	27
28	28	28	28
29	29	29	29
30	30	30	30
31	31	31	31
32	32	32	32
33	33	33	33
34	34	34	34
35	35	35	35
36	36	36	36
37	37	37	37
38	38	38	38
39	39	39	39
40	40	40	40
41	41	41	41
42	42	42	42
43	43	43	43
44	44	44	44
45	45	45	45
46	46	46	46
47	47	47	47
48	48	48	48
49	49	49	49
50	50	50	50
51	51	51	51
52	52	52	52
53	53	53	53
54	54	54	54
55	55	55	55
56	56	56	56
57	57	57	57
58	58	58	58
59	59	59	59
60	60	60	60
61	61	61	61
62	62	62	62
63	63	63	63
64	64	64	64
65	65	65	65
66	66	66	66
67	67	67	67
68	68	68	68
69	69	69	69
70	70	70	70
71	71	71	71
72	72	72	72
73	73	73	73
74	74	74	74
75	75	75	75
76	76	76	76
77	77	77	77
78	78	78	78
79	79	79	79
80	80	80	80
81	81	81	81
82	82	82	82
83	83	83	83
84	84	84	84
85	85	85	85
86	86	86	86
87	87	87	87
88	88	88	88
89	89	89	89
90	90	90	90
91	91	91	91
92	92	92	92
93	93	93	93
94	94	94	94
95	95	95	95
96	96	96	96
97	97	97	97
98	98	98	98
99	99	99	99
100	100	100	100

[illegible]

(注) 1 公務旅行は「出張」、年次休暇は「年休」、療養休暇は「療休」、特別休暇は「専休」、専従休暇は「専勤」、欠勤は「欠勤」、当直勤務は「当直」と記入する。

2 同日に2以上の事由に該当する場合は併記する。

付 則

この訓令は、昭和43年1月1日から施行する。

公 告

●飼料検査成績の公表

飼料の品質改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第21条第4項の規定により、昭和42年8月及び9月に収去した流通飼料の検査成績の概要を次のとおり公告する。

昭和42年12月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 注1 非登録飼料の表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を付した飼料を、「票」とあるのは任意に成分票を付した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。
- 注2 検査結果の成分検査の欄中、上段は登録飼料にあつては保証成分量を、成分等表示票および任意の成分票を付した飼料にあつては表示成分量を示し、下段は分析結果を示す。また、粗たん白質及び粗脂肪の欄は「以上」を、粗せん維及び粗灰分の欄は「以下」を示す。ただし、フイツシュ・ソリュブル吸着飼料の粗脂肪の欄は「以下」を示す。
- 注3 検出物の法第15条の2に関するものの欄中、()内の数値は混入物の混入割合を示し、()のない数値は分析結果の混入割合を示す。
- 注4 収去年月日、その他特記すべき事項の欄中、△印のあるものは検査不合格の飼料を示す。

〔昭和42年8月分〕 登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称 飼料の名称	登録番号	検査結果						収去年月日その他特記すべき事項
		成分			検査			
		粗たん白質			粗繊維			
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	検査 要 注 意 物	検出 物 その他	
茨城県水戸市 昭和産業(株) マルニ印完全配合飼料	4277	16.0 18.4	2.5 2.7	7.0 2.5	11.0 8.8	% %	42. 8. 28	
東京都墨田区 ヤマコ飼料(株) ヤマコ印完全配合飼料若豚用	3511	14.0 16.3	2.0 3.2	7.5 5.2	10.0 6.2		42. 8. 29	
〃 〃 ヤマコ印完全配合飼料幼豚用	3510	17.0 20.9	2.5 4.4	6.5 2.7	9.0 7.2		42. 8. 29	
神奈川県横浜市 日本豊産工業(株) マルエイ印成鶏用完全配合飼料	4495	17.0 18.9	2.5 3.2	7.0 3.5	11.0 9.6		42. 8. 29	
〃 〃 マルイ印成鶏用完全配合飼料フアイト	4474	16.0 16.9	2.5 3.4	7.0 2.5	11.0 10.1		42. 8. 29	

〔昭和42年8月分〕 非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称 飼料の名称	表示区分	検査結果						収去年月日その他 特記すべき事項	
		成分			検査				その他
		粗たん 白質	粗脂肪	粗 繊維	粗灰分	要注 意 検出物	法第15条の2に 関するもの		
茨城県水戸市 昭和産業(株) マルニ印乳牛用グリーン	表	17.5	1.5	12.5	12.0	%	(炭カル	3.0	42. 8. 28
		18.7	2.9	9.4	8.2	%	(アルファ	3.0	

“	表	12.0	1.5	8.5	10.0	(炭カル	2.0)	42. 8. 28
“		13.2	2.4	5.8	6.0			
マルニ印肉豚用								
千葉県市原市	表	14.0	1.5	10.0	10.0	(炭カル	2.1)	42. 8. 29
日本配合飼料(株)		18.0	2.4	6.6	6.5			
三井印完全配合飼料肉牛肥育用								
茨城県新治郡玉里村	表	14.0	2.0	7.5	10.0	炭カル	1.2	
茨城飼料工業(株)		14.0	3.0	3.6	5.3	燐カル	0.4	42. 8. 29
くみあい配合飼料豚肥育用前期						アルフア	5.0	
“	表	14.0	2.5	9.0	9.0	炭カル	1.2	
“		15.8	3.0	6.5	6.5	燐カル	0.25	42. 8. 29
くみあい配合飼料種豚用						アルフア	15.0	
“	表	16.0	2.0	6.5	9.0	(炭カル	1.2	
“		16.9	3.6	2.3	5.4	燐カル	0.35	42. 8. 29
くみあい配合飼料子豚用								
千葉県銚子市	表	—	—	—	45.0	(貝粉	30.0)	42. 8. 29
(株)根本豊蔵商店		29.9	—	—	38.2	“	27.1	
③印魚粉入混合飼料								

〔昭和42年9月分〕登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼料の名称	登録番号	検査結果					収去年月日その他特記すべき事項
		成分	粗脂肪	粗たん白	粗たん白	粗たん白	
神奈川県横須賀市 アミノ飼料工業(株)	3619	13.5	1.5	8.0	10.0	42. 9. 7	
味えさ完全配合飼料種豚用		14.7	3.2	4.0	5.3		

〃 〃 味えさ完全配合飼料育成前期幼豚用	3616	18.0 19.1	2.0 3.6	6.0 3.5	8.5 6.0			42. 9. 7
神奈川県横浜市中 部 飼 料 (株) マル中印成鶏飼育用完全配合飼料マル ナカマツシユ	5140	16.0 18.4	2.5 3.7	7.0 3.1	11.0 8.6			42. 9. 7
〃 〃 マル中印若豚育成用完全配合飼料肉豚	3911	13.0 15.3	2.5 2.9	7.5 3.6	9.0 6.4			42. 9. 7
神奈川県横浜市中 部 飼 料 (株) マル中印成鶏飼育用完全配合飼料マル ナカマツシユ	4952	18.0 20.7	5.0 10.5	5.0 1.8	7.0 5.6			42. 9. 7
〃 〃 エビス印完全配合飼料成鶏粒餌	4662	16.0 17.9	2.5 3.6	5.0 3.1	11.0 9.5			42. 9. 7
神奈川県川崎市丸 紅 飼 料 畜 産 (株) マルベニ印完全配合飼料成鶏用ベニマ ツシユ	3542	16.0 17.3	3.0 3.0	7.0 2.3	11.0 9.6			42. 9. 7
神奈川県横浜市中 部 飼 料 (株) 協同印大雛用完全配合飼料	2860	15.0 17.5	3.0 3.4	6.5 3.5	10.0 7.1			42. 9. 8
〃 〃 協同印若豚用完全配合飼料ニクトン	4584	14.0 15.7	2.5 3.3	7.0 3.3	9.0 5.8			42. 9. 8

神奈川県横浜市 日本農産工業(株) マルエーイ印幼豚育成用完全配合飼料マ ルコC	5428	15.0	2.0	6.5	9.0	42. 9. 8
千葉県市原市 豊橋飼料(株) マルト成鶏飼育用配合飼料パールマッ ジュ	5569	16.0	2.5	7.0	11.0	42. 9. 8
〃 〃 マルト若豚育成用配合飼料まるとん	5499	13.5	1.5	7.5	10.0	42. 9. 8
神奈川県川崎市 日清製粉(株) 日清印若肉鶏用完全配合飼料	3614	17.0	3.0	6.5	9.0	42. 9. 8
千葉県松戸市 関東飼料(株) まるけい完全配合飼料成鶏用1号	4389	17.0	2.5	7.0	11.0	42. 9. 8
		18.4	3.8	4.0	7.2	

[昭和42年9月分] 非登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼料の名称	表示 区分	検査結果					収去年月日その他 特記すべき事項
		成分	粗脂肪	粗たん 白質	粗繊維	粗灰分	
神奈川県横浜市 協同飼料(株) 協同印若肉鶏幼雛用完全配合飼料 ニユーブローラーA	表	% 23.0 23.1	% 5.0 5.0	% 4.0 2.5	% 6.5 7.5	% 炭カル 0.5 第2燐カル 〃 アルフ7 2.5	42. 9. 8 △粗灰分の過剰

千葉県銚子市 鈴木仁三商店 やまに印混合飼料	表	—	31.3	—	—	—	38.0	(貝粉末 "	18.0) 19.7	42. 9. 8 △貝粉末混入の過剰
神奈川県横浜市 日本農産工業(株) マルエイ印成鶏用完全配合飼料わかば	表	15.0	—	2.5	7.0	—	11.0	(貝がら 7.0 燐カル 0.5 アルファ 4.0	" 5.0 " 0.4	42. 9. 8
茨城県水海道市 川光物産(株) 仕上糠	表	—	21.3	—	—	—	8.0 2.4	(炭カル "	5.0) 2.3	42. 9. 8
混	表	—	15.1	—	—	—	10.0 5.4	(炭カル "	5.0) 3.4	42. 9. 8
千葉県野田市 秦野精麦(株) 日清印成種豚飼育用完全配合飼料	表	14.0	15.1	1.5	8.0	—	10.0 6.8	(炭カル 燐カル	2.06 0.44	42. 9. 8
"	表	13.0	13.9	1.5	7.5	—	10.0 4.9	(炭カル	1.5)	42. 9. 8
千葉県松戸市 関東飼料(株) まるけい完全配合飼料肉豚仕上用	表	12.5	14.6	1.5	7.5	—	10.0 4.9	(炭カル	2.0)	42. 9. 8

●土地立ち入り測量

土地収用法第11項ただし書の規定により通知があつたで、次のとおり公告する。

昭和42年12月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道谷田部牛久線道路特殊改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
稲敷郡茎崎村大字高崎字木戸廻り
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和42年12月22日から
昭和43年3月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつので、次のとおり公告する。

昭和42年12月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道成田江戸崎線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
稲敷郡江戸崎町大字大宿、村田
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和42年12月22日から
昭和43年3月31日まで

●宅地建物取引業者の免許事項変更

宅地建物取引業法第8条の規定による業者免許事項を次のとおり変更した。

昭和42年12月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号	免 年 月 許 日	商号又は名称	免 許 事 項 の 変 更
288	41.11.1	常 陽 土 地 建 物	従たる事務所の廃止 石岡市佐野子875
230	41.8.12	大 塚 不 動 産 部	主たる事務所の変更 (旧) 鹿島郡神栖村奥之谷4840-5 (新) 鹿島郡神栖村平泉外十二入会64-91
412	42.8.10	と き わ 開 発 商 事	主たる事務所の変更 (旧) 土浦市東崎町782 (新) 土浦市本町750

173	41. 3. 25	三和開発株式会社	従たる事務所の設置 石岡市大字石岡1891 取引主任者の変更 石岡本店勤務 三 輪 久 土浦支店勤務 佐 藤 蕃 石岡営業所勤務 大 塚 誠
-----	-----------	----------	---

雑 報

●市町村長の当選

12月3日に行なわれた那珂湊市長選挙の結果、次の者が当選した。

薄 井 与 兵 衛

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1か月)
 (休日の場合は繰り下ぐ) (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
 発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所